

洲本市中学校の部活動の地域移行における 地域クラブ活動事前登録団体募集（１次募集）要項

１ 目的

洲本市では、「洲本市中学校部活動の地域移行についての方針」及び「洲本市地域クラブ活動についての方針」に基づき、令和９年３月３１日をもって中学校部活動（以下、「学校部活動」という。）を終了し、令和９年４月から「洲本市地域クラブ活動」（以下、「地域クラブ活動」という。）を開始する。

この取り組みを計画的かつ円滑に推進し、中学生を含む洲本市民に対して多様で質の高いスポーツ・文化活動の機会を提供する団体等を広く募集するにあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

２ 募集する「地域クラブ活動」の概要

（１）活動内容

「洲本市地域クラブ活動についての方針」に基づき、青少年の健全育成の趣旨を踏まえ、希望する洲本市内に在住・在学の中学生が参加できる地域の幅広い団体による多様な学校教育外の自主的な活動

（２）活動場所

学校施設、地域の施設等とし、運営団体・実施主体によって適切に定める。（洲本市内であること、誰もが参加しやすい身近な施設での活動が望ましい。）

（３）定員・参加者の範囲

運営団体・実施主体によって適切に定める。（参加者の範囲を必要以上に制限することがないように配慮すること、地域性を鑑みて淡路島内全域を参加者の対象範囲とすることが望ましい。）

また、中学生に限らず、幼児・児童や大人も一緒に参加できるものでも構いません。

（４）費用負担

受益者負担を基本とし、運営団体・実施主体によって適切に定める。（誰もが参加しやすいように低廉な会費を設定することが望ましいが、このことは活動の持続性に寄与する必要な会費徴収及び協賛等による資金調達を妨げるものではありません。）

３ 地域クラブ活動事前登録（１次募集）

（１）事前登録

洲本市教育委員会は、令和８年１月から順次実施を予定している地域クラブの活動の児童生徒・保護者への公表（情報提供）・認定（支援）^{※１}・登録^{※２}に向け、活動の概要を把握すると

ともに、団体等との連絡体制を構築するため「事前登録」を行うものとする。

※1 認定（支援）

認定要件を満たし、審査を経て認定を受けた地域クラブを「認定地域クラブ活動」として認定し、様々な支援（予定）を行う予定をしています。

※2 登録

上記の「認定地域クラブ活動」以外の地域クラブ活動（＝その他の地域クラブ活動）のうち、希望する団体等については、別途登録申請を行っていただくことで、「洲本市地域クラブ活動一覧」への掲載などの支援を予定しています。

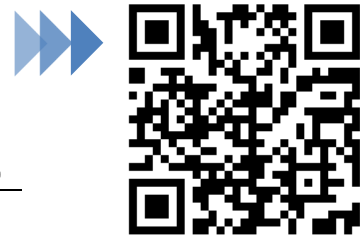
（２）登録の方法

洲本市ホームページもしくは下記URLから登録用フォームを開いて入力してください。必要項目を入力後、最後に「送信」をクリックすると洲本市教育委員会に内容が送信されます。その後登録完了のお知らせが登録したメールアドレスに届けば登録完了です。

※登録情報送信後、1週間経っても登録完了のお知らせが届かない場合は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。（事務局で確認後、個別に登録完了メールを送信しています）

○地域クラブ活動登録フォームURL

<https://forms.gle/XFTRBrpfVCsHqyi96>



（３）募集期間（１次募集）

令和7年10月29日（水）～令和7年12月31日（水）

※1次募集終了後も、募集は続きます。

（４）登録にあたり記載が必要な事項

- 団体について（名称、競技・活動種目、団体等住所）
- 連絡先について（電話番号、メールアドレス）
- 代表者について（代表者名、生年月日、職業、電話番号）
- 活動について（活動日・活動時間、活動場所、保護者負担、受け入れ開始時期）
- 申請希望について（認定申請の有無、補助金希望の有無）
- その他（目指す方向性、情報掲載の可否）

（５）登録団体への情報提供

洲本市教育委員会は登録を行った団体に対し、今後予定される認定や支援策の情報及びその申請方法等について随時情報提供を行うこととする。

【本件に関するお問い合わせ先】

洲本市教育委員会 〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-22-6266 Email gakkyou@city.sumoto.lg.jp

○「洲本市中学校の部活動の地域移行について」ホームページ

<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/33/29398.html>